

## 国立大学法人の役員退職手当規程の改正について

### 1 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について（別紙1参照）

- 退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける改正（4法人）

### 2 その他の改正について（別紙2参照）

- 在職期間が通算となる法人及び役員在職期間を整理する改正等、法人の個別事情による改正

## 1. 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について

## ○退職手当について支給制限及び返納の制度を設ける改正

	法人数	法人名
今回改正	4	東京外国語大学、横浜国立大学、名古屋大学、徳島大学
改正済の法人	50	北海道大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、福島大学、筑波大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京学芸大学、東京芸術大学、お茶の水女子大学、一橋大学、新潟大学、上越教育大学、富山大学、福井大学、山梨大学、岐阜大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、和歌山大学、島根大学、岡山大学、広島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州工業大学、長崎大学、大分大学、宮崎大学、琉球大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
未改正の法人	32	上記以外の法人
計	86	

(参考)

## 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(概要)

## 【施行日】

平成21年4月1日

## 【改正概要】

- ① 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職者に退職手当の返納を命ずることができる。  
(改正前は、禁錮以上の刑に処せられた場合に限る。)  
※ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限できる。  
(改正前は、退職手当の支給の制限は不可。)
- ② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡している場合、支払前であれば遺族に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族に返納を命ずることができる。  
(改正前は、対応不可。)
- ③ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することができる。また、返納を命ずる際にも一部を返納することができる。  
(改正前は、一律不支給。)
- ④ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認められたことによる支給制限、若しくは、返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会に諮問することとする。

## 2. その他の改正について

## ○その他の改正

改正項目	改正内容	法人名
規定の整備	在職期間が通算となる法人及び役員 在職期間を整理する改正	滋賀大学
	退職手当を支給する遺族の範囲及び 順位を規定する改正	東京外国語大学
	退職手当の端数の処理を規定する改正	東京外国語大学
	語句等の整備	横浜国立大学、名古屋大学、徳島大学

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)  
(役員報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。